



福岡県医発第447号（地）

平成21年5月28日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

（公 印 省 略）

新型インフルエンザに関連する診療報酬の取扱いについて

既にお知らせしております「ファクシミリ等による抗インフルエンザウィルス薬等の処方せんの取扱いについて」（別添2）、これに関連して厚生労働省より標題の文書が発出された旨、日本医師会より通知がありました。

これは、保険医療機関において、かかりつけ医等が電話による診療の結果、ファクシミリ等で抗インフルエンザウィルス薬等の処方せんを発行する場合、電話再診料や処方せん料の算定が可能か、また、タミフルドライシロップが不足のため、タミフルカプセルを脱カプセルし、調剤して交付した場合に薬剤料は算定できるか等、具体的な取扱いが示されております。

つきましては、本件についてご了解いただくと共に、貴会会員へのご周知方何卒よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当・感染症対策担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
新型インフルエンザ対策委員会
会長 丸山 泉

(保 45) F
平成 21 年 5 月 28 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤 原 淳

新型インフルエンザに関連する診療報酬の取扱いについて

平成 21 年 5 月 22 日付けで事務連絡「ファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんの取扱いについて」（厚生労働省 新型インフルエンザ対策推進本部）が発出されたことに伴い、当該事務連絡に関連する診療報酬の取扱い等につきまして、厚生労働省保険局医療課より、別添のとおり事務連絡が関係機関等に対し発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員へのご周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

《添付資料》

1. 新型インフルエンザに関連する診療報酬の取扱いについて
(平 21. 5. 26 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡

平成21年 5 月 26 日

地方厚生（支）局医療指導課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

新型インフルエンザに関連する診療報酬の取扱いについて

「ファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんの取扱いについて」（新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡。別添 2 参照。）が、平成21年 5 月 22 日に発出されたところであるが、当該事務連絡に関連する診療報酬の取扱い等について、別添 1 のとおり取りまとめたので、送付いたします。

※ 以下、「ファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんの取扱いについて」(平成21年5月22日付け新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡)を単に「事務連絡」という。

(問1) 事務連絡の「1. ファクシミリ等で処方せんが送付されるケース」にあるように、かかりつけ医等が、電話による診療の結果、ファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを発行する場合、保険医療機関は、電話再診料、処方せん料を算定できるのか。

(答) 算定できる。

(問2) ファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを受け付けた保険薬局において当該医薬品に係る調剤を行った場合、調剤技術料及び薬剤料は算定できるのか。

また、事務連絡の「3. 薬局における対応」にあるように、医薬品の調剤時において、新型インフルエンザ患者との接触を避けるため、電話にて服薬指導を行った場合、薬剤服薬歴管理指導料等の薬剤師からの説明が要件となっている点数は算定できるのか。

(答) 調剤技術料及び薬剤料は算定できる。

薬剤服薬歴管理指導料等は、電話にて適切な指導を行っており、その他の要件を満たしていれば算定できる。

(問3) 新型インフルエンザの流行によりタミフルドライシロップ3% (成分名：リン酸オセルタミビル) の入手が困難な場合において、当該製剤の投与対象となる患者に対して、タミフルカプセル75mgを脱カプセルし、賦形剤を加えて調剤した上で交付した場合、薬剤料の算定は可能か。

(答) 新型インフルエンザの流行によりタミフルドライシロップ3%が入手困難な場合であって、当該薬剤の投与が必要な患者に対して、タミフルカプセル75mgを脱カプセルし調剤したものをタミフルドライシロップ3%の用法・用量に従い投与した場合に限り、薬剤料の算定は可能である。

この場合、脱カプセルしたタミフルカプセル75mgに係る薬剤料については、オセルタミビルの実際の投与量に相当する分 (例えば、5日間でオセルタミビルとして合計262.5mg投与する場合は、タミフルカプセル75mgの3.5カプセル分) を請求するものとし、院内処方の場合には医科レセプトの摘要欄に、院外処方の場合には調剤レセプトの摘要欄に、それぞれ「タミフルドライシロップ不足のため」等のやむを得ない事情を記載すること。

なお、タミフルドライシロップ3%の使用を優先することは当然であるが、その入手が困難であり、かつ、医療上その投与が必要と判断される状況においては、タミフルカプセル75mgを脱カプセルしてタミフルドライシロップ3%の用法・用量に従い投与することについて、本剤の服用方法や米国においても同様の方法が推奨されていることに鑑み、有効性・安全性上、ドライシロップ3%と異なるような特段の問題は生じないと考えている旨を医薬食品局審査管理課に確認済みであることを申し添える。

(別 添 2)

事 務 連 絡

平成21年5月22日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部 事務局

ファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんの取扱いについて

国内において新型インフルエンザ感染者が増加していることを踏まえ、感染者が増加している地域においては、感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等が発熱等の症状を認める場合に、電話による診療によりファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを発行すること等の対応が必要なことから、その取扱いに関する留意点を別添にまとめたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いします。

(別添)

ファクシミリ等による処方せんの送付及びその応需に関する留意点について

1. ファクシミリ等で処方せんが送付されるケース（「医療体制に関するガイドライン」による）

（ア）慢性疾患等を有する定期受診患者の場合

・ 新型インフルエンザに罹患していると考えられる場合

事前にかかりつけの医師が了承し、その旨をカルテ等に記載しておくことで、発熱等の症状を認めた際に、電話による診療により新型インフルエンザへの感染の有無について診断できた場合には、診察した医師はファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを患者が希望する薬局に送付し、薬局はその処方せンを応需する。

・ 慢性疾患等に対する医薬品が必要な場合

感染源と接する機会を少なくするため、一般的に長期投与によって、なるべく受診間隔を空けるように努めることが原則であるが、急速に患者数が増大している地域において医薬品が必要になった場合には、電話による診療により当該疾患について診断ができた場合、診察した医師はファクシミリ等による当該疾患に係る医薬品の処方せんを患者が希望する薬局に送付し、薬局はその処方せンを応需する。

（イ）発熱外来等への受診歴がある患者の場合

インフルエンザ様症状があり自宅で療養する患者について、電話による診療にてインフルエンザと診断した場合には、診察した医師はファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを患者が希望する薬局に送付し、薬局はその処方せンを応需する。

注）処方せんの送付は医療機関から薬局に行くことを原則とするが、患者が希望する場合には、患者自身が処方せんを薬局にファクシミリ等により送付することも認める。

2. 医療機関における対応

- ・ 処方せんは、通常は患者に対して発行されるものであるが、新型インフルエンザ患者やその同居者は外出が自粛されている状況下にあること等を考慮して、患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等で送付することを原則とする。
- ・ 医師は、新型インフルエンザ患者及びその同居者には、薬局への来局を含めて外出

を自粛するよう指導する。

（新型インフルエンザ患者以外の場合には、患者の慢性疾患の状態等に応じて、外出の可否等について指導する。）

- ・医療機関は、ファクシミリ等で送付した処方せんの原本を保管し、流行がおさまった後に、薬局に送付するか、当該患者が医療機関を受診した際に処方せんを手渡し、薬局に持参させる。
- ・医療機関はファクシミリ等で送付された処方せんを受信した旨の連絡を薬局から受けた際に、カルテに処方せん応需薬局を記録することにより、送信した処方せんが確実に当該薬局に送付されたことを確認する。また、患者自身が処方せんを送付する場合には、複数の薬局に処方せんが送付されていないことを医療機関は確認する。

3. 薬局における対応

- ・新型インフルエンザ患者及びその同居者に対しては、薬局に来局しないよう指導し、必要に応じて、処方せんについては医療機関からファクシミリ等によって薬局に送付するよう求める。
- ・患者から処方せんの送付を受け付けた薬局は、その真偽を確認するため、処方せんを発行した医師が所属する医療機関に、処方せんの内容を確認する。（この行為は、薬剤師法第24条に基づく疑義照会とは別途に、必ず行うこととする。）なお、患者を介さずに医療機関からの処方せんの送付を直接受けた場合には、この確認行為は行わなくてもよい。
- ・医療機関から処方せん原本を入手するまでの間は、送付された処方せんを薬剤師法第23～27条、薬事法第49条における「処方せん」とみなして調剤等を行う。
- ・医薬品は患家へ届けることを基本とし、その際は、可能な限り新型インフルエンザ患者との接触を避けるために、服薬指導は電話で行うことでも差し支えない。
- ・まん延期終了後、速やかに医療機関から処方せん原本を入手し、以前に送付された処方せんを原本に差し替える。
- ・慢性疾患等を有する定期受診患者について、長期処方に伴う患者の服薬コンプライアンスの低下や薬剤の紛失等を回避するため、電話での服薬指導等を実施する。

4. その他

- ・薬局により医薬品を患家へ混乱なく届けられるよう、感染者が増加する以前に自宅の近隣にかかりつけの薬局を持つことが重要である。